



社会福祉連携推進法人の運営等について

令和3年6月29日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課長

宇野 禎晃

<目次>

1. 社会福祉法人の現状

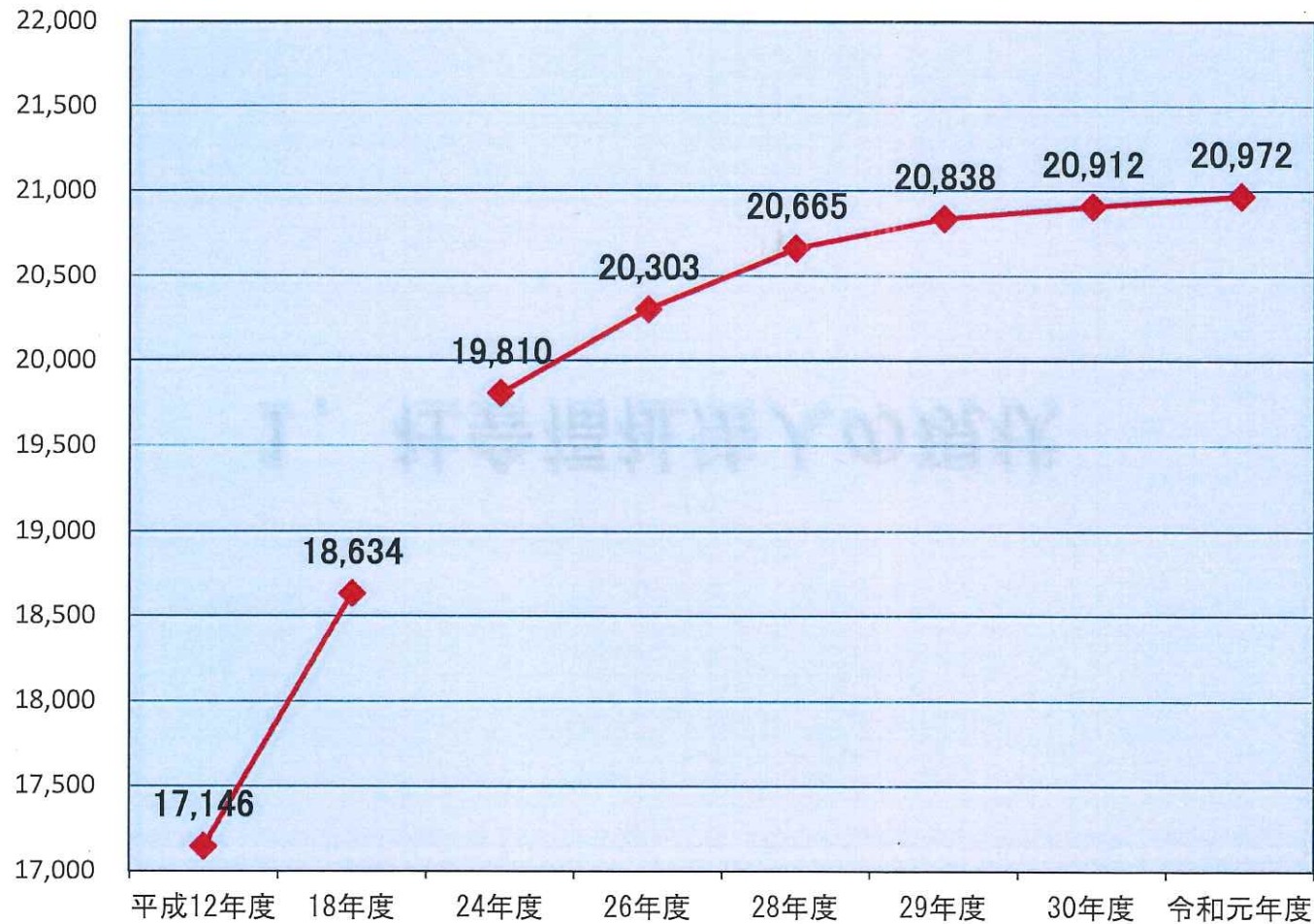
2. 社会福祉連携推進法人制度について

(参考) 平成28年社会福祉法人制度改革の進捗状況

1. 社会福祉法人の現状

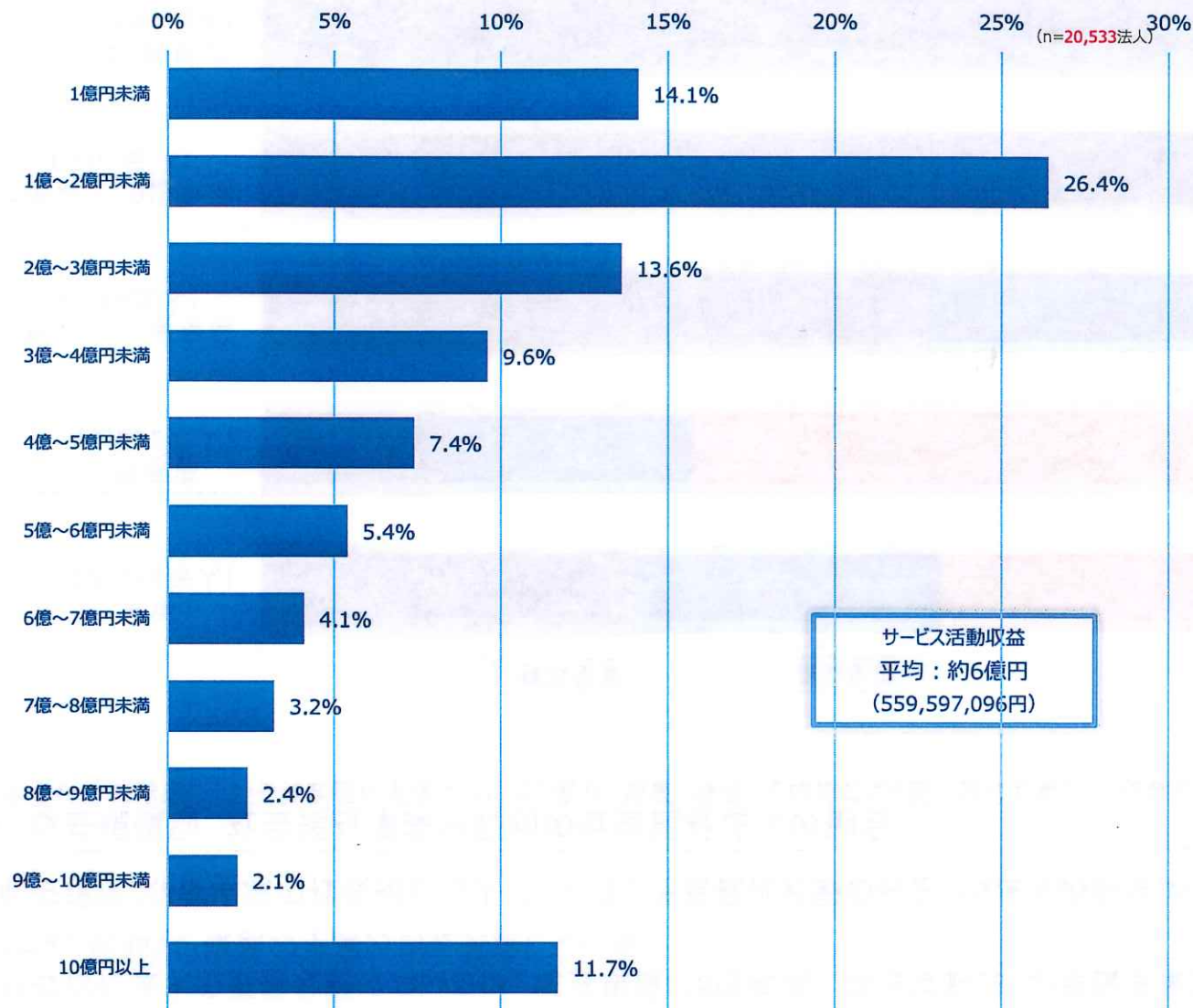
社会福祉法人数の推移

○社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているもの、引き続き、増加している。(平成30年度→令和元年度:60件増)



※出典:厚生労働省福祉行政報告例(国所管は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ)

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



「サービス活動収益」の規模別の法人の割合

- ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、所轄庁に現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の届出を行った社会福祉法人（20,533法人*）にあって、『「サービス活動収益」の規模別の法人の割合』について集計した結果である。
*分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。
- ・1億～2億円未満（26.4%）が最も多く、次いで、1億円未満（14.1%）、2億～3億円未満（13.6%）と続いている。
- ・また、サービス活動収益の平均は約6億円である。

※出典：社会福祉法人電子開示システム（現況報告書（平成31年4月1日現在）等）データ

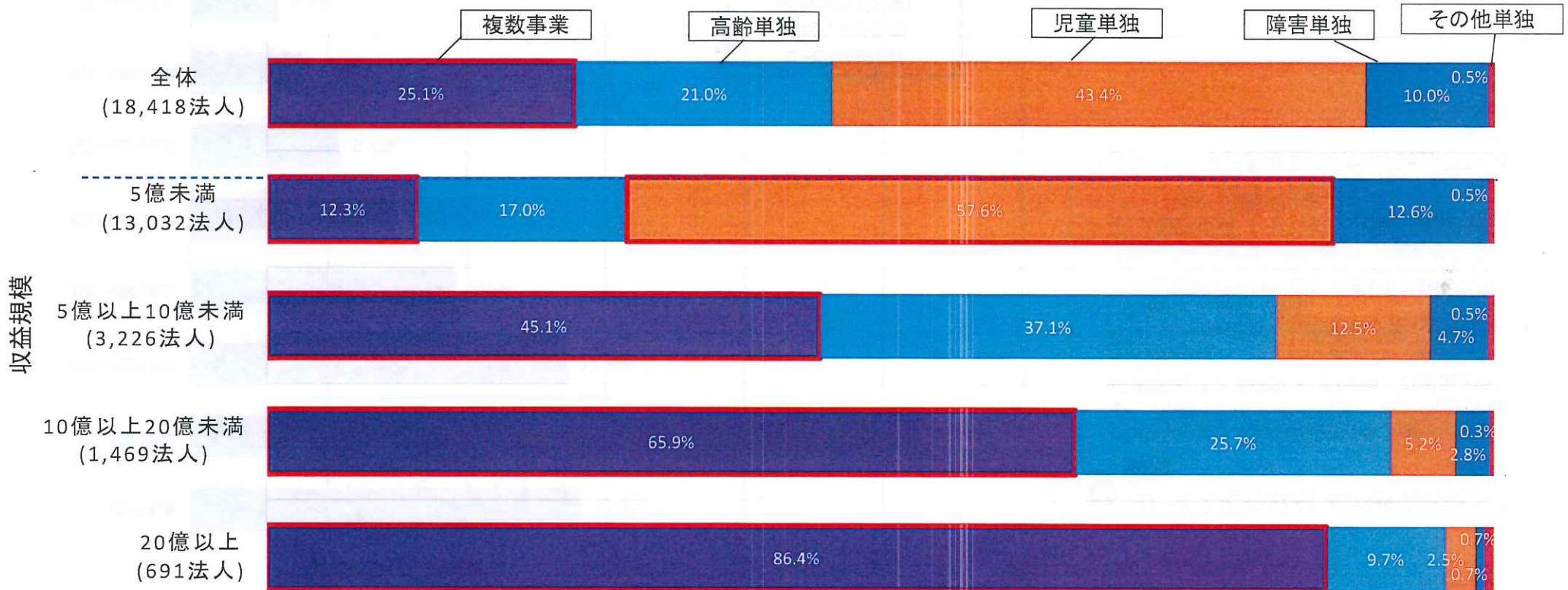
社会福祉法人の事業展開

○社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。

○収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

○ 収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）



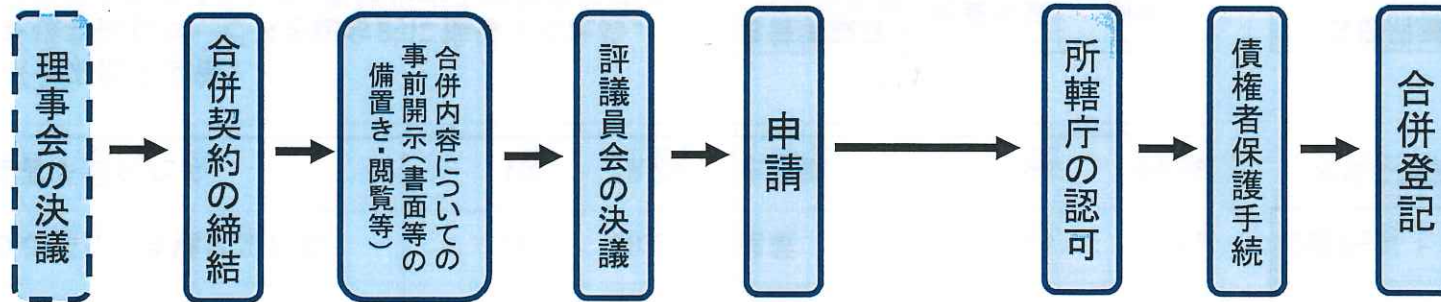
※平成31年4月1日時点の現況報告書(福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計)
 ※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

社会福祉法人の法人合併の現状

○社会福祉法人は、10年前に比して、約1割増加している。合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。

○平成28年の社会福祉法人制度改革において、一般財団法人を参考に、合併に関する規定の整備を行った(平成29年4月施行)。
 (※)合併契約に関する事項(記載事項、備置き・閲覧義務、承認手続等)の規定追加、合併・法人の種別(吸収合併(消滅法人・存続法人)、新設合併(消滅法人・設立法人))毎に必要な手続の規定追加 等

○ 社会福祉法人の法令上の合併の手続き



○ 合併認可件数(年度別)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
件数	8	19	6	16	6	14	9	22	10	12	29

※出典:福祉行政報告例。ただし、社会福祉協議会・共同募金会・社会福祉事業団の件数を除く。

合併の種別、合併理由

○合併を行った社会福祉法人に対して実施した調査では、合併目的について、「業績不振法人の救済のため」との回答が最も多く、次いで、「人的資源の効率化、合理化のため」との結果であった。

○また、合併消滅法人の収益規模は、9割以上が5億円未満との回答であった。

合併目的(重複回答可)	回答件数	割合
業績不振法人の救済のため	44	84.6%
人的資源の効率化、合理化のため	24	46.2%
財務資源の効率化、合理化のため	20	38.5%
役員の後継者不足のため	10	19.2%

合併存続法人の実施事業	回答件数	割合
高齢	31	59.6%
障害	32	61.5%
児童	21	40.4%
その他	23	44.2%

合併存続法人の収益規模	回答件数	割合
1億円以上5億円未満	16	30.8%
5億円以上10億円未満	14	26.9%
10億円以上	20	38.5%

※他に規模の記載が無い法人が2ある。

○合併目的(その他の回答)

- ・質の高い多様な福祉サービスを総合的に推進するため。
- ・多様な支援機能を有することで、複雑化する対象者の支援ニーズに応えるため。
- ・領域の拡大に伴う一体的な福祉の増進

等

合併消滅法人の実施事業	回答件数	割合
高齢	28	53.8%
障害	17	32.7%
児童	26	50.0%
その他	14	26.9%

合併消滅法人の収益規模	回答件数	割合
1億円未満	12	23.1%
1億円以上5億円未満	35	67.3%
5億円以上10億円未満	3	5.8%
10億円以上	2	3.8%

※厚生労働省社会・援護局福祉基盤課実施アンケート結果(平成31年2月)
有効回答:52(一部項目に不備のある回答を含む。)

社会福祉法人の解散の状況について

- 社会福祉法人は、①評議員会の決議、②定款に定めた解散事由の発生、③目的たる事業の成功の不能、④合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)、⑤破産手続開始の決定、⑥所轄庁の解散命令 によって解散する。(社会福祉法第46条第1項)
- ①評議員会の決議又は③目的たる事業の成功の不能による解散は、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に財産目録や貸借対照表等を添付し、所轄庁に提出し、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
※②定款に定めた解散事由の発生又は⑤破産手続開始の決定による解散の場合、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 社会福祉法人の解散認可又は認定件数は年間9件程度、解散命令件数は年間0～1件程度で推移している。

○ 解散認可又は認定件数(年度別)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
件数	8	7	6	15	4	8	6	16	11	9	13

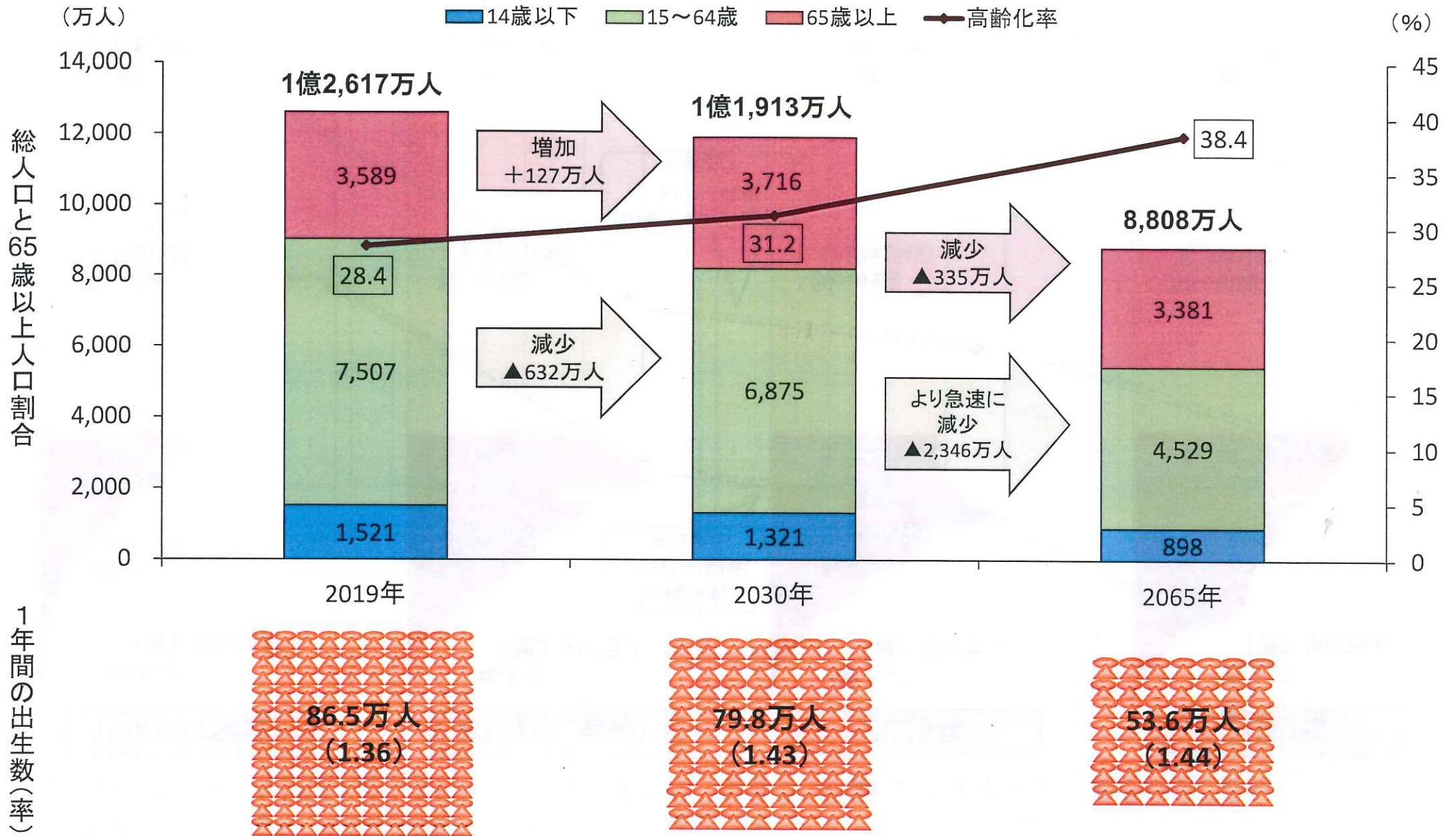
○ 解散命令件数(年度別)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
件数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0

※出典:福祉行政報告例。

2. 社会福祉連携推進法人制度について

今後の人口構造の急速な変化

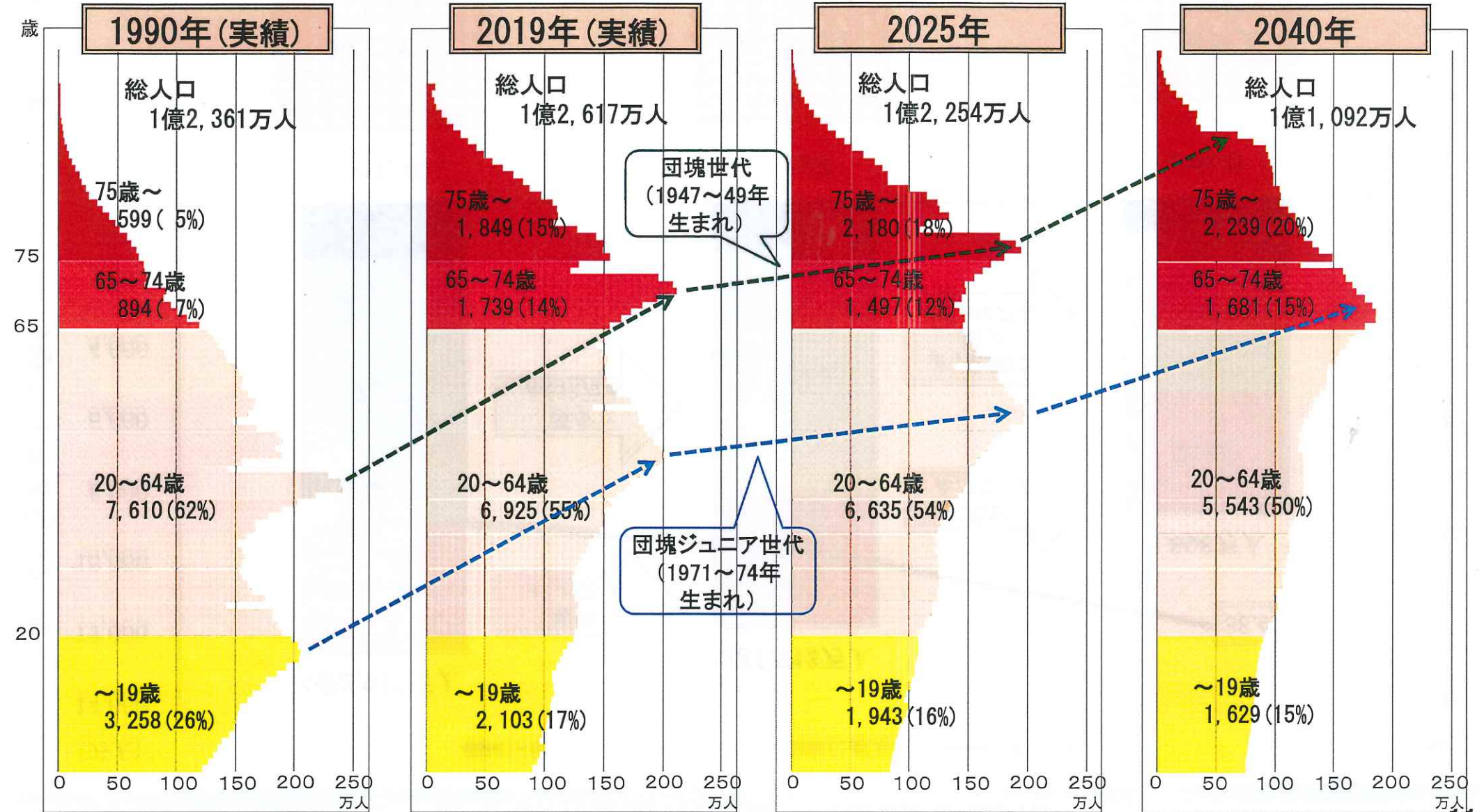


(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」

日本の人口ピラミッドの変化

○団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。

○2040年には、人口は1億1,092万人に減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約35%となる。

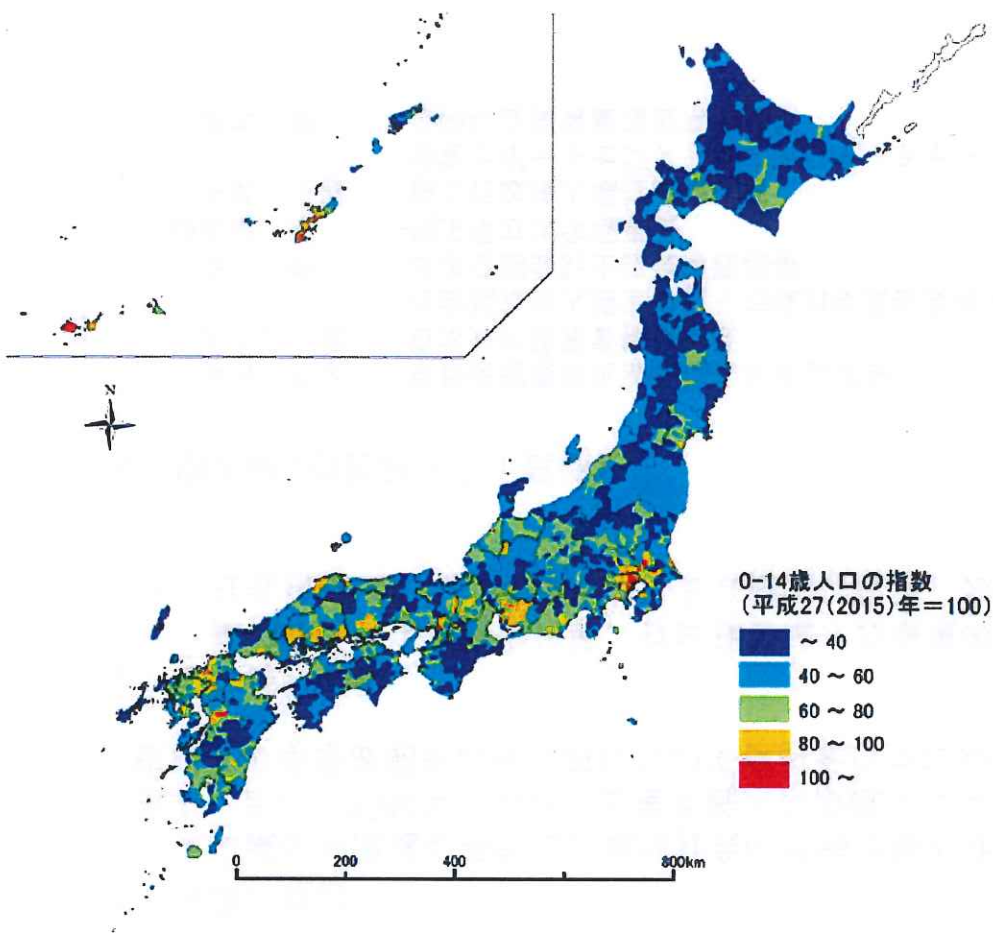


(参考) 地域別の少子高齢化の進展

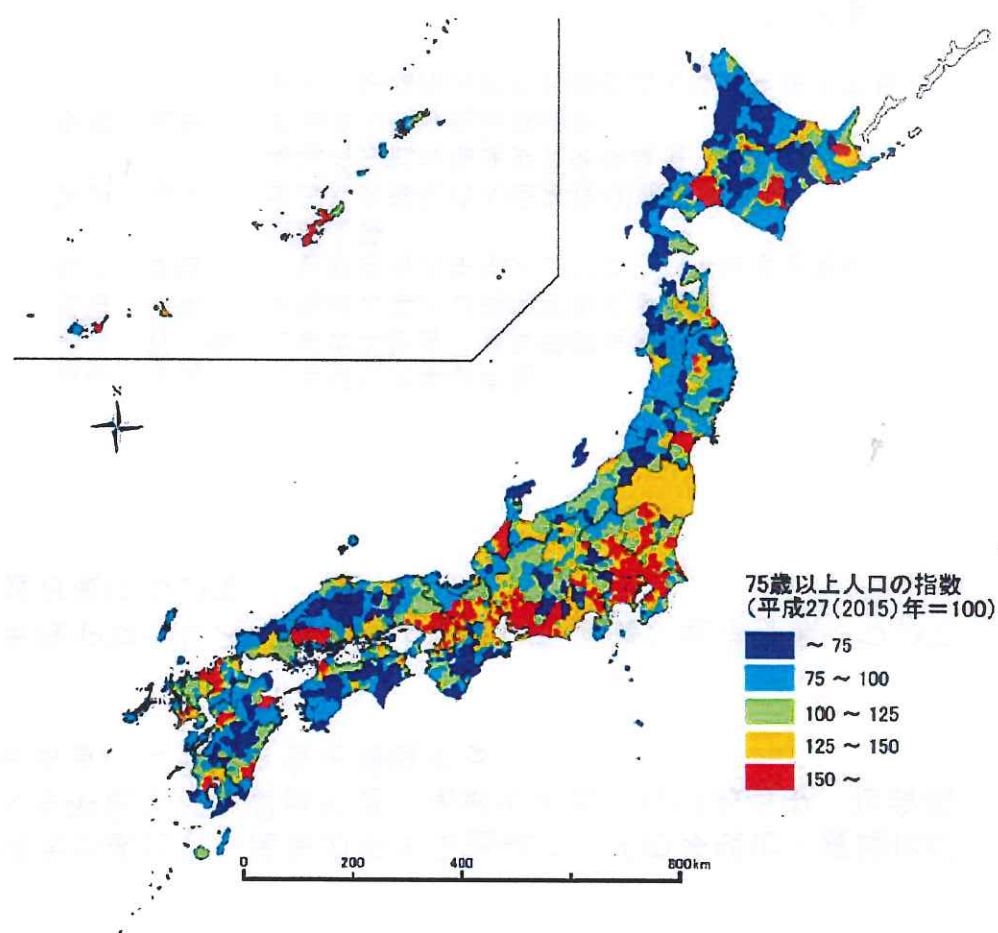
○2015年と比較して2045年の人口は、15歳未満は約19%減少し、75歳以上は約40%増加すると推計される。

○15歳未満の人口は全国的に減少する傾向。75歳以上の人口は大都市とその郊外を中心に増加する傾向にある一方で、北海道、四国、中国、東北では減少する市区町村の割合が高い。

○15歳未満の人口の指数



○75歳以上の人口の指数



社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

1 設置の趣旨

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化が進み、また、2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化する恐れがある中、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 複数法人による協働化等、社会福祉法人の事業の効率性やサービスの質の向上に向けた連携の促進方策について
- ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進方策について 等

3 構成員 (敬称略・五十音順)

神田 浩之	京都府健康福祉部地域福祉推進課長	原田 正樹	日本福祉大学副学長
久木元 司	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員長	藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
柴 毅	日本公認会計士協会常務理事	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
◎田中 滋	埼玉県立大学理事長	松山 幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターシニアリサーチャー	宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員長
塚本 秀一	全国私立保育園連盟常務理事	本永 史郎	全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会社会福祉法人改革対策本部長

(◎：座長)

4 開催経過

- (第1回) 2019年4月19日 社会福祉法人制度の現状と課題等
- (第2回) 2019年5月15日 関係者からのヒアリング等
- (第3回) 2019年6月17日 これまでの議論の整理について
- (第4回) 2019年10月29日 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度について
- (第5回) 2019年11月29日 関係者からのヒアリング等
- (第6回) 2019年12月10日 報告書案について

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ 社会福祉法人の連携・協働化の方法

① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ 連携・協働化に向けた今後の課題

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

令和元年12月20日
自由民主党社会保障制度調査会
介護委員会

2040年に向けた地域共生社会実現のための制度改革に関する提言

団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには現役世代が急減する2040年に向けて、地域共生社会の実現を目指し、社会福祉制度及び介護保険制度の改革を進めることが求められる。本委員会として、必要な見直し、取組に関して、次のとおり提言する。

（中略）

○ **社会福祉連携推進法人制度の創設**

社会福祉法人が、人材確保や地域貢献活動を効果的に行うことを後押しするため、経営基盤強化や連携強化の新たな選択肢として社会福祉法人が中核となった連携法人制度を創設すること。

（以下略）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

衆議院可決	: 令和2年5月26日
参議院可決・成立	: 令和2年6月5日
公布	: 令和2年6月12日

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」

1 設置の趣旨

- 社会福祉連携推進法人制度の施行に向け、その具体的な運営の在り方等について検討を行う。

2 構成員(敬称略・五十音順)

川原 丈貴	川原経営グループ 代表
(座長) 田中 滋	埼玉県立大学 理事長
松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
宮川 泰伸	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部福祉審査課長
山田 尋志	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表

3 検討項目等

- 2020年11月に社会・援護局局長の下、本検討会を設置し、以下のような項目について、議論を進める。

(1) 社会福祉連携推進法人の業務内容

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

(2) 社会福祉連携推進法人のガバナンスルール

- ・ 社員の範囲
- ・ 社員の議決権の取扱い
- ・ 評議会の運営

(3) 社会福祉連携推進法人による貸付けの実施方法 等

4 開催経過

2020年11月9日	第1回 社会福祉連携推進法人の施行に向けた検討について
2020年12月10日	第2回 山田構成員からのヒアリング、論点整理(社会福祉連携推進業務①)
2021年2月9日	第3回 論点整理(社会福祉連携推進業務②)
2021年3月8日	第4回 論点整理(社会福祉連携推進業務③・法人ガバナンスルール等)
2021年4月26日	第5回 とりまとめ案について

社会福祉連携推進法人について

※赤字が検討会で決まった事項

令和3年5月14日とりまとめ

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

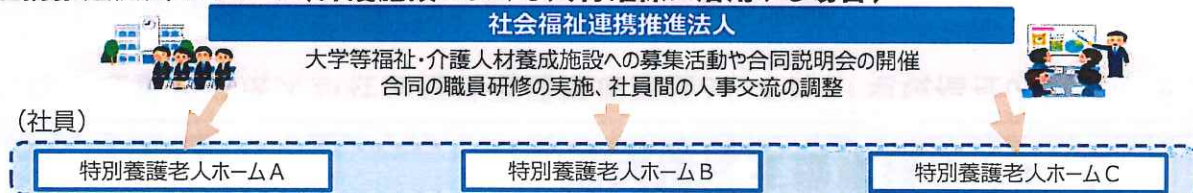
⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。



所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか)、
認定・指導監督



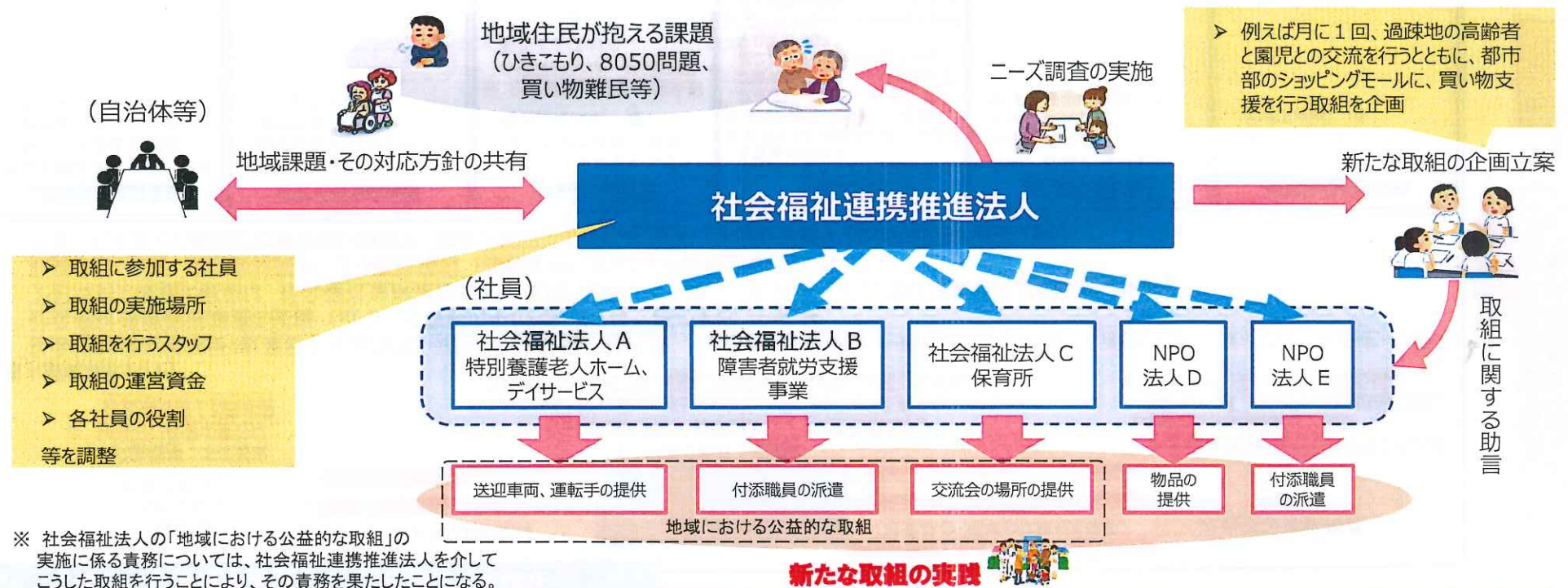
社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)



⇒学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

地域福祉支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、
- ・ **地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
 - ・ **ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
 - ・ **取組の実施状況の把握・分析**
 - ・ **地域住民に対する取組の周知・広報**
 - ・ **社員が地域の他の機関と協働を図るための調整**
- 等の業務が該当する。

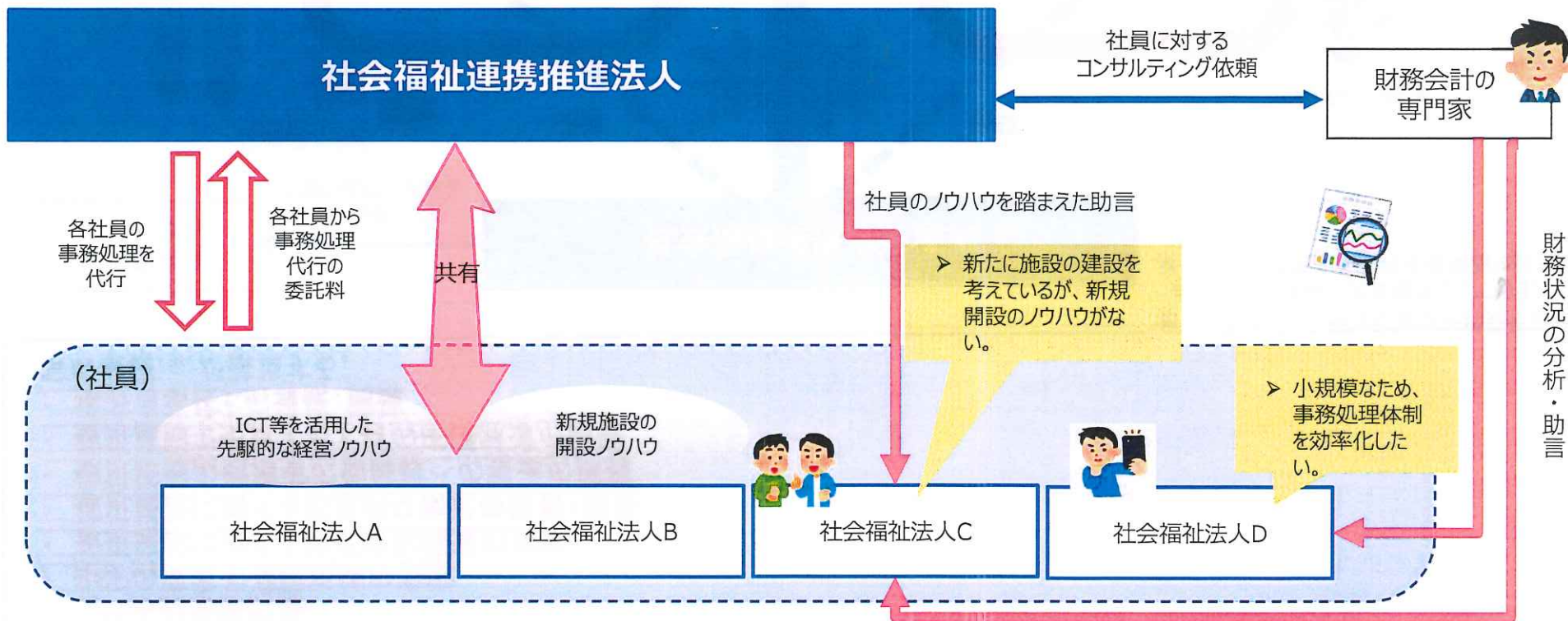


社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

- ※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。
- ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
- イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること
- ※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

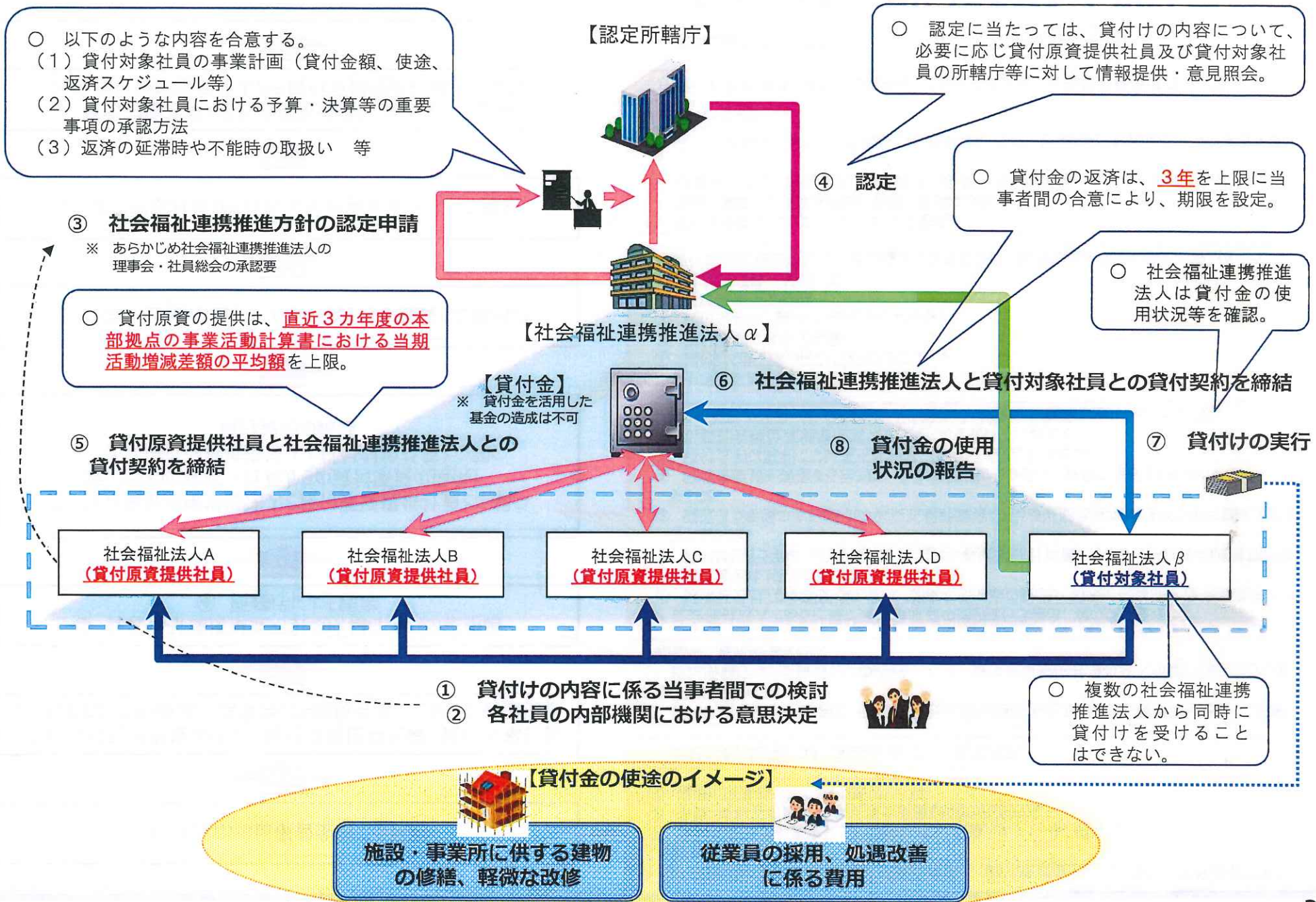
経営支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
 - ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
 - ・ 社員の財務状況の分析・助言
 - ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
 - ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行
- 等の業務が該当する。

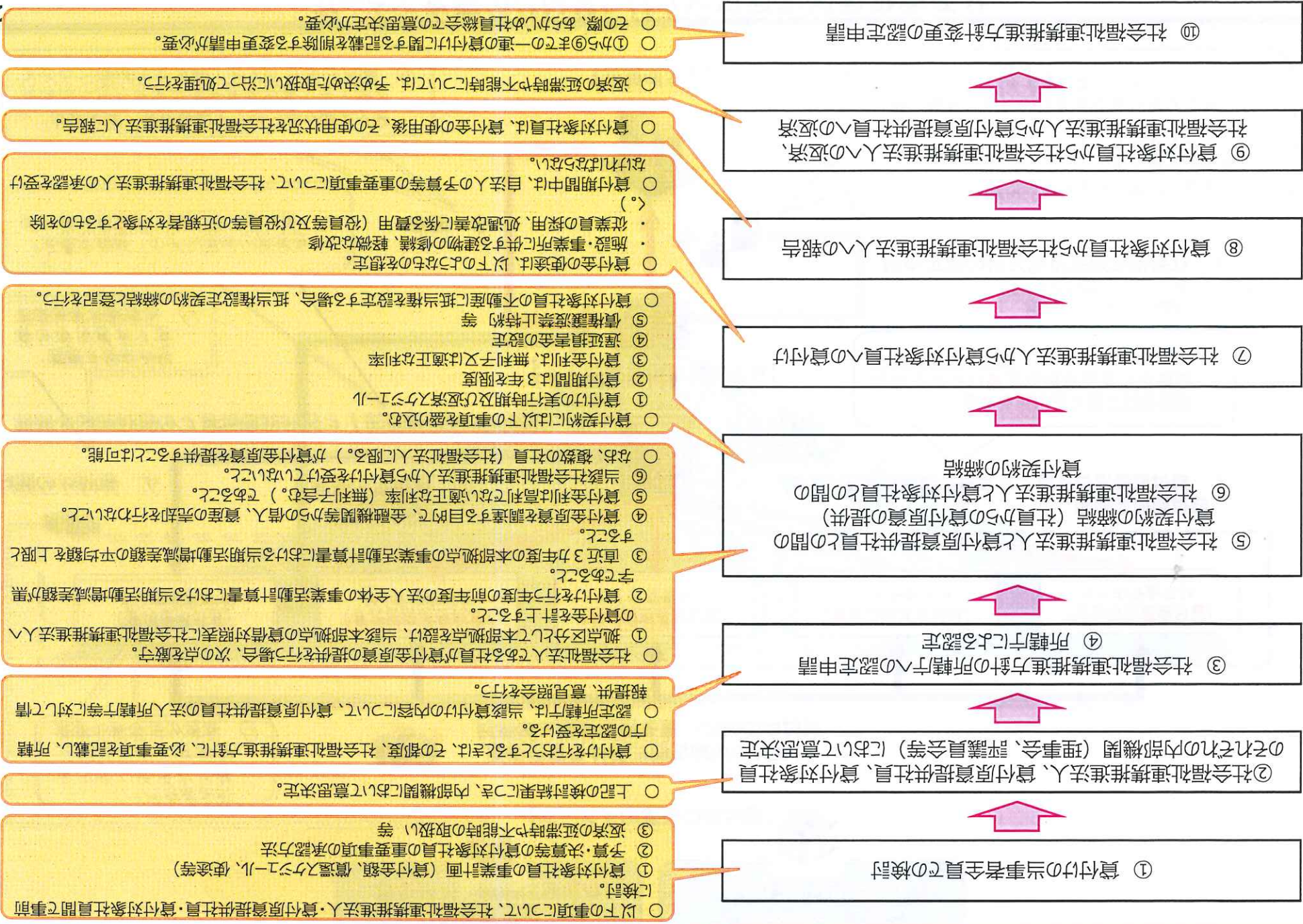


福祉サービス事業者の経営の安定確保が期待

社会福祉連携推進法人が行う貸付けの基本スキーム



(参考) 社会福祉連携推進法人による貸付けの手続フロー



(参考) 貸付けについて当事者で合意すべき内容のイメージ

貸付件名	令和〇年〇月〇日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け	
社員総会における承認日	令和〇年〇月〇日	
貸付対象社員	社会福祉法人〇〇	
貸付原資提供社員	社会福祉法人□□、社会福祉法人△△、社会福祉法人××	
貸付条件	貸付対象社員への貸付総額	〇〇円
	貸付原資提供社員の提供額	社会福祉法人□□:〇〇円 社会福祉法人△△:〇〇円 社会福祉法人××:〇〇円
	返済期限	令和〇年〇月〇日
	返済方法	一括償還
	利率	1.0%
	担保	社会福祉法人〇〇が保有する〇〇県△△市××1-1-1に所在する建物
	延滞時の取扱い	遅延利息14.6%
	貸付金回収不能時の取扱い	貸付金額に応じて各貸付原資提供社員がリスクを負う。
貸付実行予定日	令和〇年〇月〇日	
貸付対象社員における貸付金の使途	社会福祉事業の実施に当たって必要となる施設内のレイアウト変更及び配線工事に必要な費用	
貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。	

(参考) 社会福祉連携推進方針における貸付業務の記載イメージ

貸付件名	令和〇年〇月〇日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け
貸付対象社員	社会福祉法人〇〇
貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

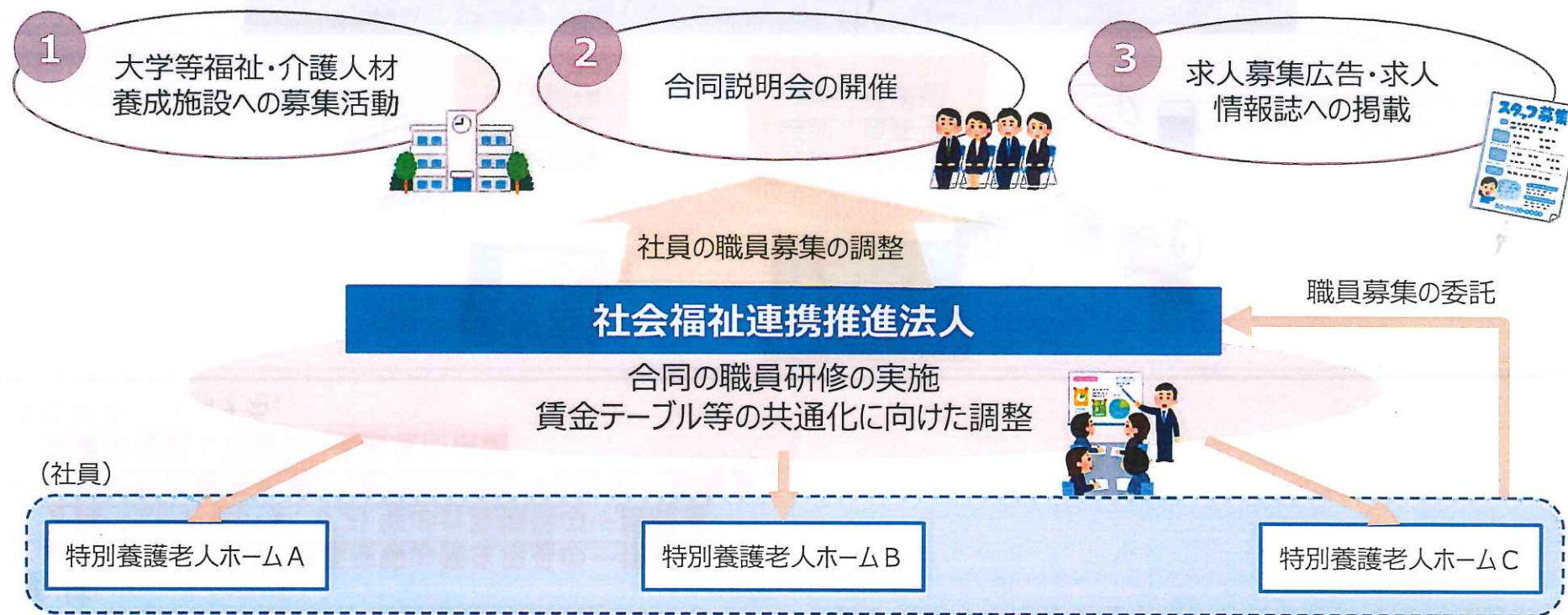
人材確保等業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、

- ・ 社員合同での採用募集
 - ・ 出向等社員間の人事交流の調整
 - ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
 - ・ 社員の施設における職場体験、現場実習等の調整
 - ・ 社員合同での研修の実施
 - ・ 社員の施設における外国人材の受け入れ支援
- 等の業務(※)が該当する。

技能実習也可

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

物資等供給業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
- ・ 社員の施設で提供される給食の供給

等の業務が該当する。



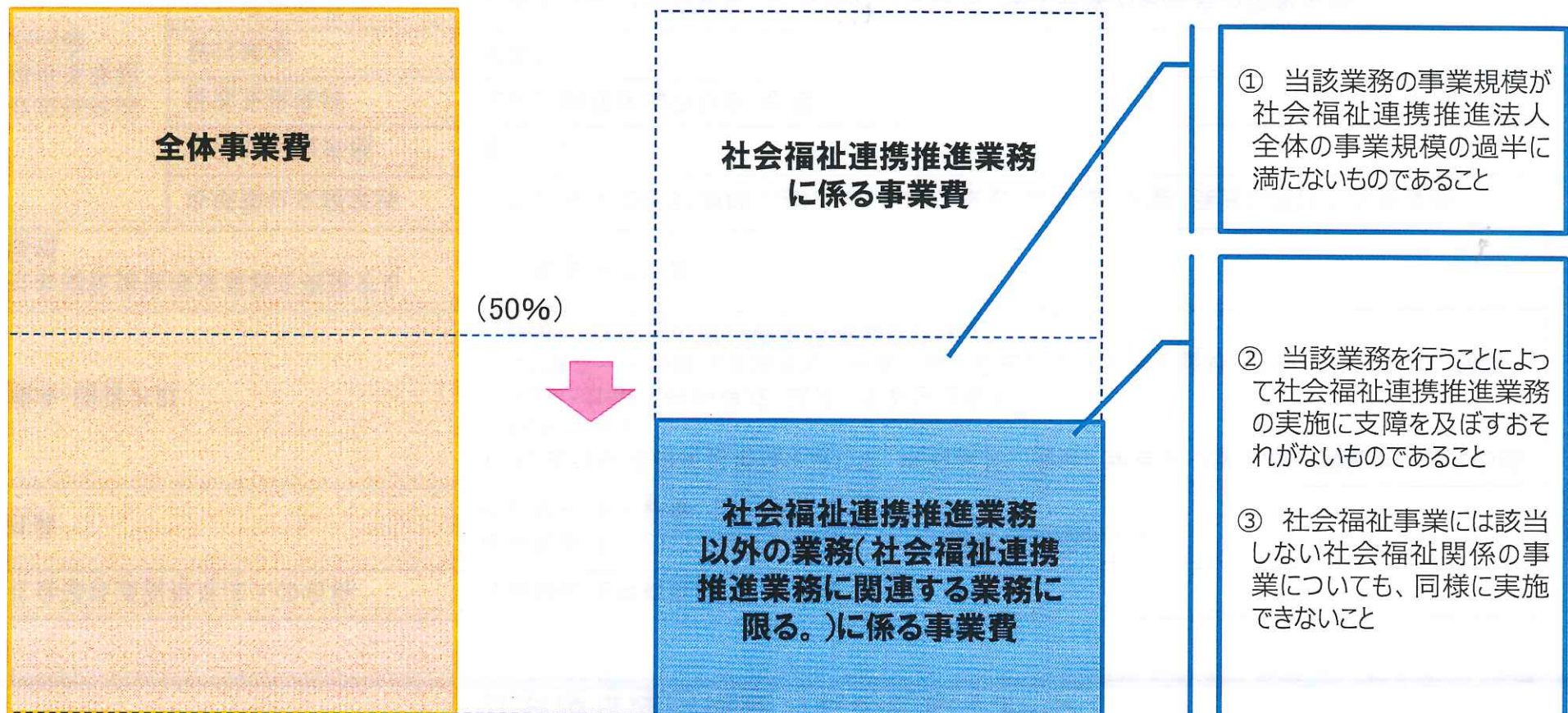
設備・物資の大量購入による調達コストの削減が期待

(参考) 社会福祉連携推進業務以外の業務について

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、同様に実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。



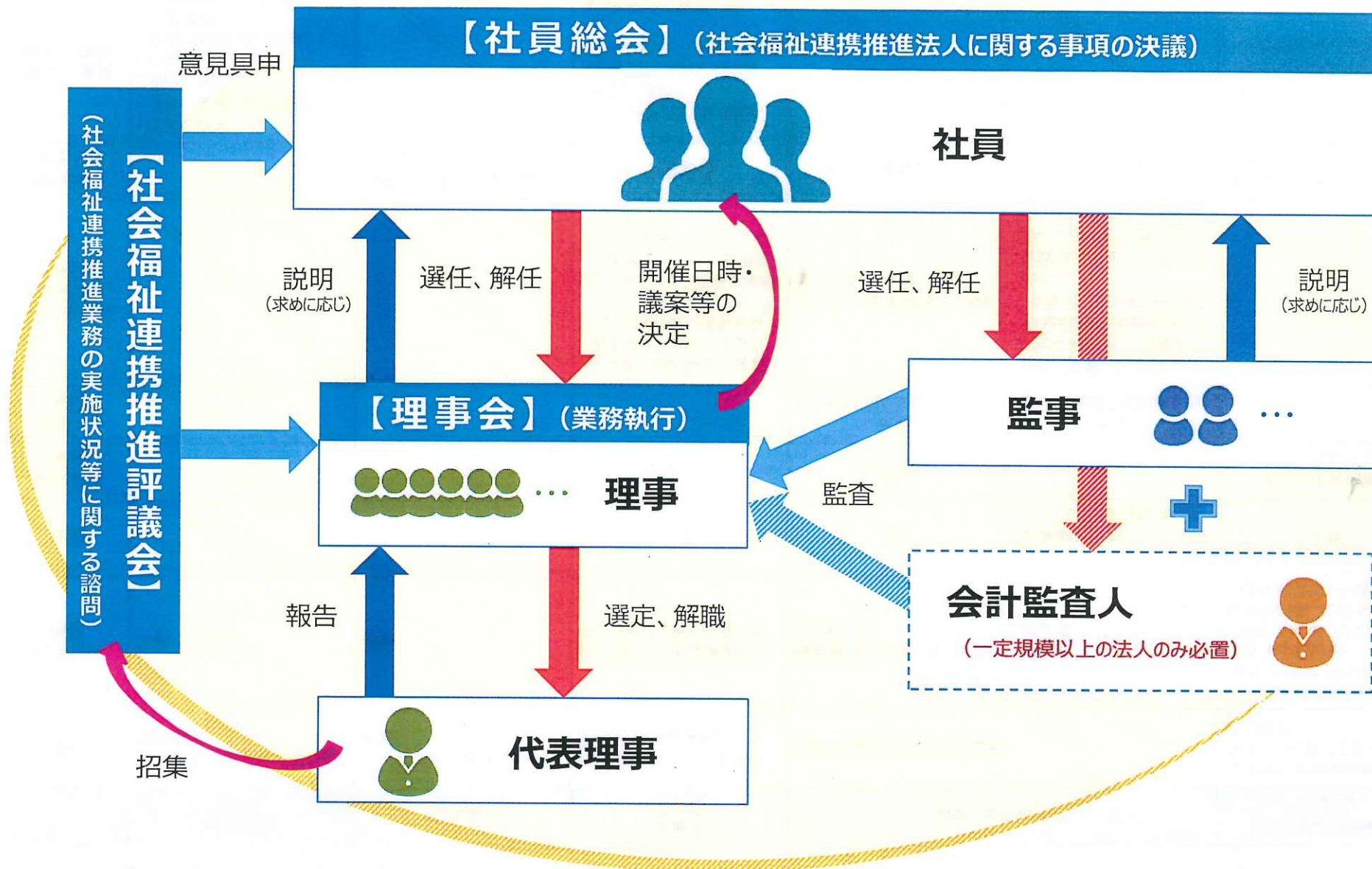
社会福祉連携推進方針の記載イメージ

社会福祉連携推進法人の名称		社会福祉連携推進法人 ○○会
社員		社会福祉法人○○、社会福祉法人□□、社会福祉法人△△、 社会福祉法人●●、NPO法人○○
理念・運営方針		<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。 2. 福祉・介護人材の育成・確保、定着を目指す。 3. 地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。
社会福祉連携推進業務を実施する区域		○○県及び□□県
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案、実施に向けた調整業務
	災害時支援業務	実施なし
	経営支援業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員の人材の合同募集、社員間の人事交流、合同研修の実施等の調整業務
	物資等供給業務	実施なし

※以下は社会福祉連携推進法人が貸付業務を行いたい場合

貸付件名	令和○年○月○日の社員○○に対する○○円の貸付け
貸付対象社員	社会福祉法人○○
貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

社会福祉連携推進法人の法人ガバナンスルールの全体像



社会福祉連携推進法人における法人ガバナンスルールの概要

	社員総会 (社員)	代表理事	理事会 (理事)	監事・会計監査人		社会福祉連携推進 評議会
位置付け	法人運営に係る重要事項の 議決機関	法人の代表、業務の執行 機関	業務執行の決定、理事の 職務執行の監督機関	理事の職務執行の監査機関		社会福祉連携推進業務の実 施状況等に関する意見具申・ 評価機関
構成員の 資格	社員 (法人)	理事	社会福祉連携推進業務に ついて識見を有する者 等	財務管理について識見を有 する者 等	・公認会計士 ・監査法人	・社会福祉連携推進区域の 福祉の状況の声を反映でき る者を必ず入れる ・業務に応じて、福祉サービ ス利用者団体、経営者団体、 学識有識者等から構成
任期	/	2年	2年	2年	1年 (社員総会で別段の決議が ない場合自動再任)	4年
構成員の 員数	2以上	1名	6名以上	2名以上	1名以上	定款で定める員数 (3名以上)
理事との 兼務	/	/	/	不可 (一社法第65条第2項)	不可 (会計士法第24条第1項)	不可
親族等特殊 関係者の 制限等	/	/	・各理事の親族等の特殊関 係者が3人以内であること ・上記の合計数が理事総数 の1/3を超えていないこと ・同一法人からの理事が理事 の総数の1/3 (社員数 が2の場合は1/2) を 超えないこと	各役員の子親族等特殊関係 者が含まれていないこと	・理事・監事から公認会計 士等の業務以外の業務に より継続的な報酬を受けて いる者又はその配偶者等 でないこと ・監査法人でその社員の半 数以上が上記に該当してい ないこと	/
構成員の 選任方法	/	理事の互選又は社員総会 の決議	社員総会	社員総会	社員総会	理事会で人選し、社員総会 で承認
議決 (意見 聴取) 事項	・社員の除名 ・理事、監事、会計監査人の 選任、解任 ・利益相反取引 ・役員報酬基準の承認 ・定款変更 ・計算書類の承認 等	/	・社員総会の日時、場所、 議題、議案 ・代表理事の選定・解職 ・重要な財産の処分、譲受 け ・計算書類の承認 等	/	/	・事業計画 ・社会福祉連携推進評議 会の構成員の定数変更 等
その他	・社員の過半数は社会福祉 法人 ・議決権の過半数は社会福 祉法人	理事会又は社員総会の決 議で解任可 (一社法第70条第1項、 第90条第3項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	会計監査人については、収 益30億円又は負債60億 円超の場合に必置	意見具申の内容及び理事 会が諮問を行った場合、議 事を社員総会に報告

社会福祉連携推進評議会の位置付け等について

- 社会福祉連携推進評議会については、社会福祉連携推進法人の業務運営に、地域のニーズを的確に反映させるとともに、中立公正な立場から、当該法人が行った事業について、社会福祉連携推進方針に照らして評価を行うことなどを目的として、設置しなければならないこととしている。

1. 社会福祉連携推進評議会の位置付け

- 代表理事の意見具申機関として、代表理事が招集する。

2. 構成員の要件

- 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず加える。
- 当該社会福祉連携推進法人が行う業務の内容に応じ、例えば、福祉サービスの利用者団体から推薦を受ける者、福祉サービスの経営者団体から推薦を受ける者、学識有識者、介護福祉士・社会福祉士等の職能団体から推薦を受ける者、社会福祉協議会から推薦を受ける者、共同募金会から推薦を受ける者、ボランティア団体から推薦を受ける者、自治会から推薦を受ける者、民生委員・児童委員、福祉・介護人材の養成機関から推薦を受ける者、就労支援機関から推薦を受ける者、商工会議所から推薦を受ける者、地方自治体から推薦を受ける者、その他地域福祉に関して中立公正な立場から意見を述べられる団体から推薦を受ける者又は個人等から構成する。

3. 構成員の員数

- 少なくとも3人以上とし、社会福祉連携推進法人が定款で定める員数とする。

4. 構成員の任免

- 構成員の人選を理事会で決議し、社員総会の承認を受ける。
- 社会福祉連携推進認定の際に、所轄庁において、構成員の選任を確認する。

5. 構成員の任期

- 4年(4年後の定時社員総会の終結のときまで)とし、任期の更新は妨げない(自動更新は不可。定款で4年を短縮することは可。)

6. 社会福祉連携推進評議会の役割

- 社会福祉連携推進評議会は、具体的には、次の3つの役割を担うものとする。
 - ① 社会福祉連携推進法人の事業計画へ地域ニーズを反映するための意見具申(3月)
 - ② 社会福祉連携推進法人の事業報告に関する評価(3月)
 - ③ 社会福祉連携推進評議会の構成員の定数を変更する場合の意見具申(適宜)
- 上記のほか、新規事業の立ち上げ、既存事業の廃止等、法人の事業運営に関して重大な変更を行う場合、必要に応じ理事会の求めに応じて議論を行う。
- 社会福祉連携推進評議会は、その過半数の構成員の賛成により、社員総会において意見を述べる必要があると判断するときは、意見を述べるができる。

※社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければならない。

また、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。

7. 社員総会への報告

- 意見具申の内容及び理事会が社会福祉連携推進評議会に諮問を行った際の議事は、社員総会に報告すること。

8. 開催頻度

- 上記6の①及び②の議論を行うため、少なくとも年1回以上の開催が必要。

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較



		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ▶ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ▶ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ▶ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重（連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とすることなどを定款に定めることが望ましい） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 限定なし（活動区域は指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更に伴うため合意形成に時間を要する。（合併は年間10件程度） 	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

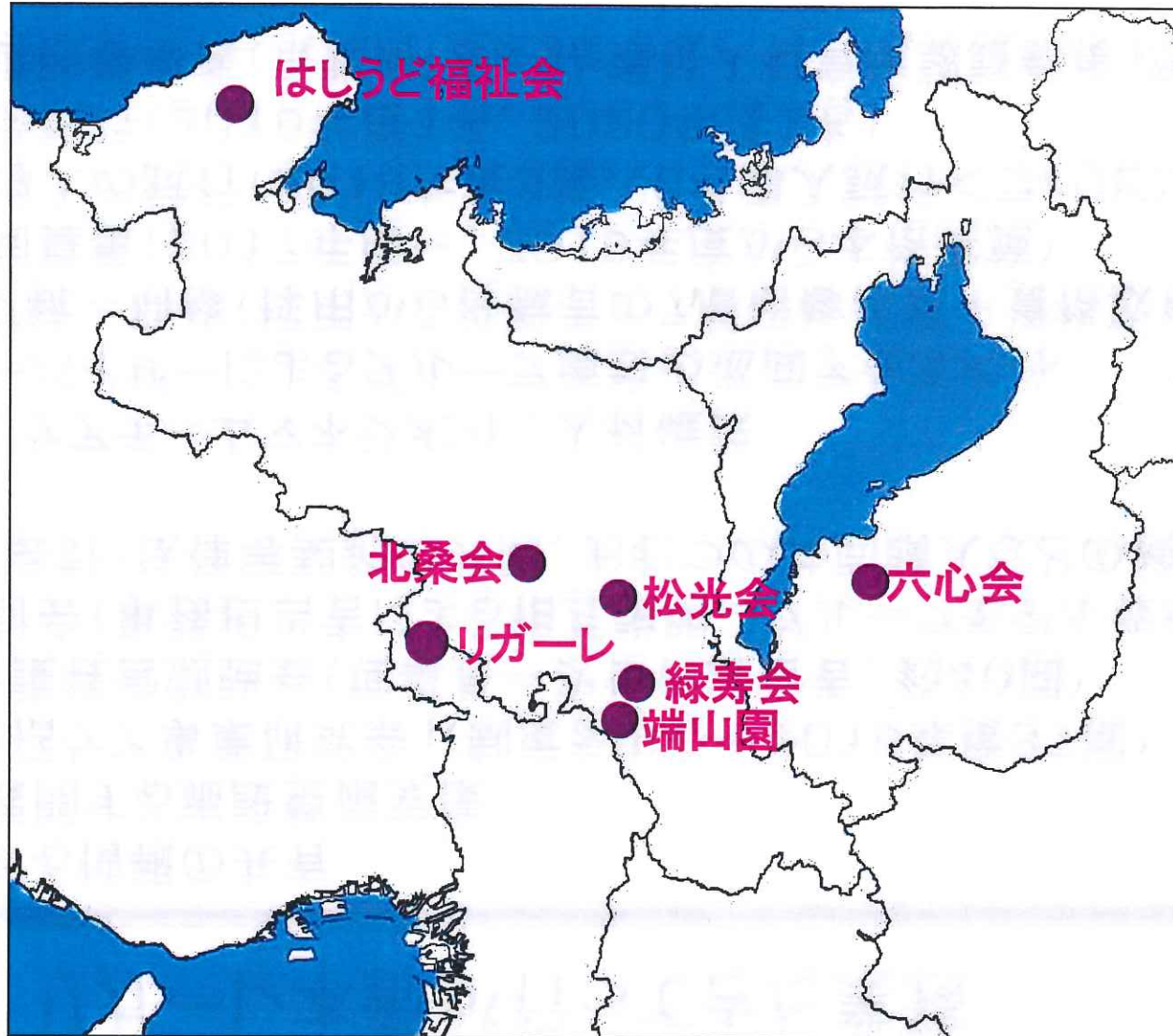
第2回社会福祉連携推進法人の運営の
在り方等に関する検討会
資料1(山田構成員提出資料)

社会福祉法人によるグループ活動について

社会福祉法人 リガーレ暮らしの架け橋
理事長 山田 尋志

グループ法人の所在地(マップ)

十宏仁会 (青森・浦安)



リガーレ本部が行ってきた業務

1. 経営に関する情報の共有

- 1. 地域に展開する施設整備支援
- 2. 「地域包括ケア事業研究会」(制度を中心～2019年度37回)
- 3. 福祉・介護経営勉強会(理事長～次世代経営者、約40回)
- 4. 給与検討会(事務担当者による相互説明→グループモデル作成)
- 5. その他(会計・法律等契約の共同、おむつの共同購入などの検討)

2. 人材育成、ケアチームマネジメント、人材確保

- 1. スーパーバイザーによるグループ施設の巡回アセスメント
- 2. グループ統一研修(採用から役職者の7層研修体系+資格取得等)
- 3. 人材共同募集(2017年度～、2019年度から本格実施)
- 4. 外国人導入の試行(2019年度3法人6名導入試行<フィリピン>)
- 5. 人事交流試行(2019年度1名、2020年度2名)
- 6. 雇用環境改善事業(京都府「きょうと福祉人材育成認証制度」活用)

3. 社会貢献事業実践内容の共有(各実践紹介、災害等対策共同など)

4. 災害・感染症対策

1-4. 給与検討会(グループモデル給与表作成)

2012~2014年度	各法人給与体系等の情報交換
2016年度	モデル給与体系の検討
2017年12月	モデル給与体系の完成
2019年度	リガーレ人材共同募集に向けて開示する給与 ・休日等の統一、各法人によるモデル体系移行
2020年度	はたらき方改革検討委員会の発足



- 人材共同募集の条件;人が集まる必要条件
- キャリアパスとの整合性
- 職員の納得と人件費統制、2つの機能

2-1. スーパーバイザー／グループ施設の巡回アセスメント

- グループ本部きたおおじには、開設当初からグループ本部機能として「人材・開発研究センター」部門を設け、2名のスーパーバイザー(以下、SV)を配置し、人材育成機能を持つこととなった。
- SVの1名は認知症認定看護師、1名は社会福祉士・介護福祉士であり、いずれも20年前後、特養・小規模多機能等の施設長などの経験を持ち研修や人材育成にもキャリアを有している人材である。
- 加えて「きたおおじ」施設長もSV同様の資格や経験があり、この3名を中心にグループ統一研修を実施している。

スーパーバイザーによる巡回アセスメントプロセス

- 「きたおおじ」開設時、グループで2名のスーパーバイザー(SV)を確保
- SVによる各法人の巡回(週に1~2度)
- 各法人の課題を、アセスメントシート(as)1~6に沿って提案
- 各法人による、行動計画の策定
- 行動計画の実践プロセスに対するSVによる助言の継続



- 将来のグループ法人による職員共同募集や人材交流に備え、最も困難な取り組みからスタートした
- as2(会議、記録等を通じたチームマネジメント), as3(現場を支援する組織風土の醸成)の標準化の難しさがわかってきた

スーパーバイザーの活動内容

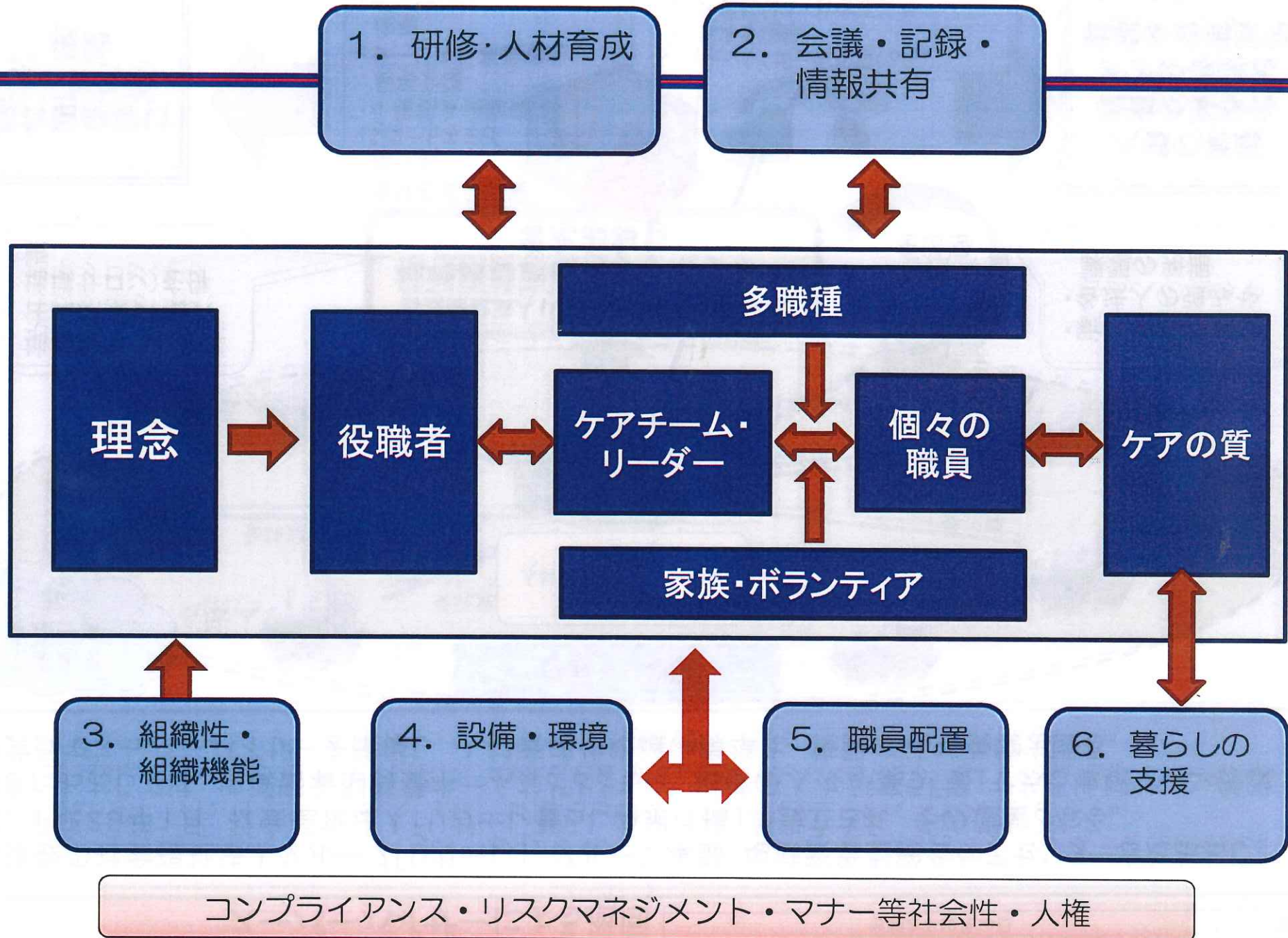
法人ごとの課題を「研修・人材育成」「会議・記録(情報共有)」「組織性・組織機能」「設備・環境」「職員配置」「暮らしの支援」6つの視点で整理し、課題共有し、解決および改善に進む過程にSVとして介入、助言、伴走していく。

SVはリガーレ統一研修の講師でもあり、巡回で発見した現場の課題は、研修を組み立てる際の重要な情報となっている。

<巡回時の具体的活動内容>

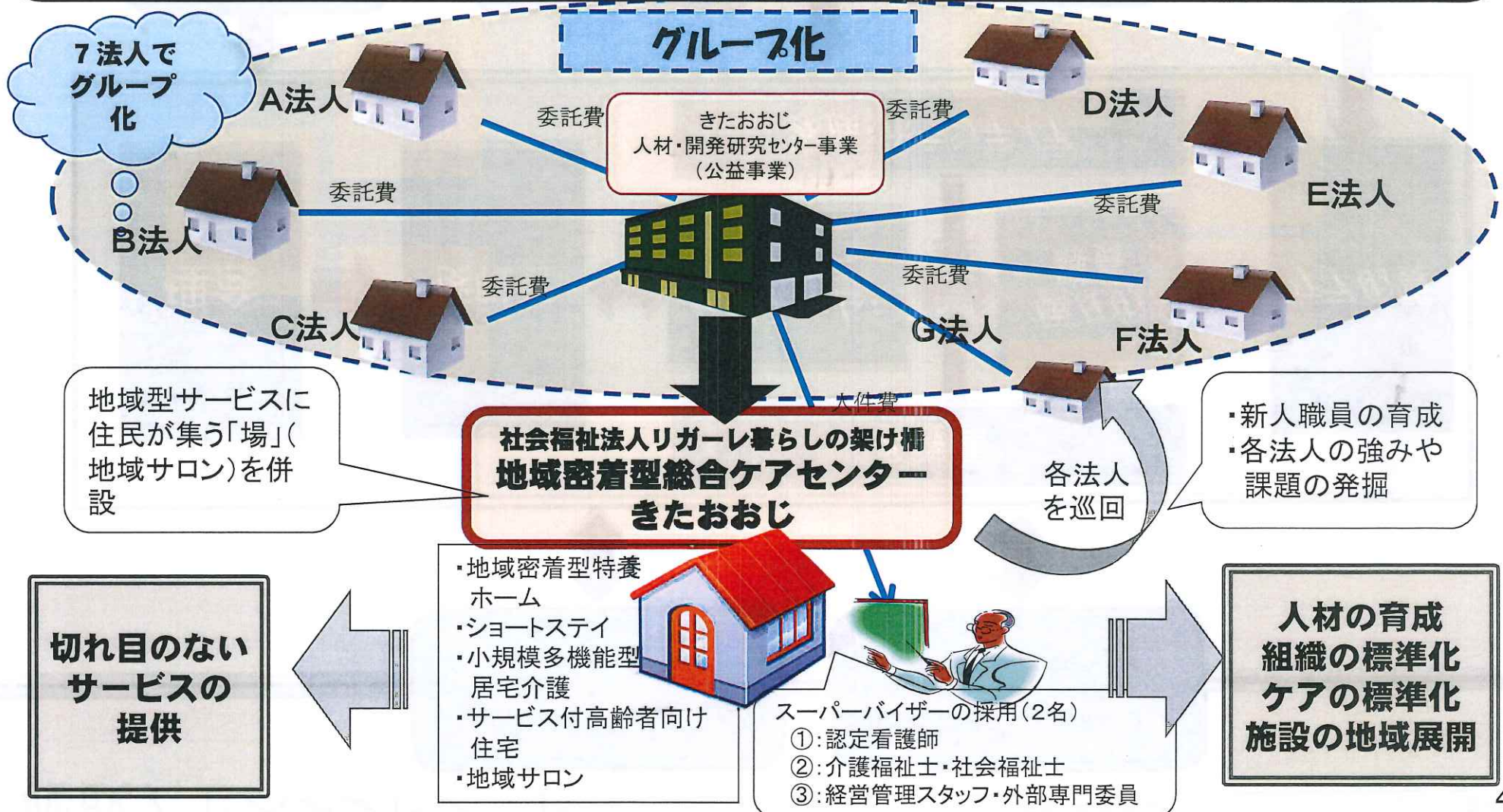
- ①事業所内の研修体系の整理
- ②OJTの仕組みづくり支援
- ③会議体系の整理
- ④会議・カンファレンス運営の方法への介入
- ⑤情報共有の仕組みづくり
- ⑥個別ケース支援の相談
- ⑦役職者のマネジメント課題相談・リーダーのチーム課題相談
- ⑧ 人間関係の調整

施設アセスメントシート



スーパーバイザーによる巡回

- 複数の社会福祉法人グループ「リガーレ」。グループ本部「地域密着型総合ケアセンターきたおおじ」は、平成29年1月、社会福祉法人「リガーレ暮らしの架け橋」が設立され、その運営となる。
- きたおおじでは、地域密着型特養ホームなどとともに、地域の人々が集う「場」である地域サロン併設
- 共同でスーパーバイザーを確保し、人材育成や組織の標準化、施設の地域展開を図る。



2-2. グループ統一研修(SVの巡回と車の両輪) ～採用から役職者の7層研修体系＋資格取得等～

- 新規採用者から役職者までの階層別研修は年間60回余開催し、各法人からの参加者は毎年1000名を越える。
- また、2名のSVは週に1度グループ法人施設を巡回し、ケアの質、チームマネジメントの質などの課題について各法人職員と共有しており、統一研修とSVによる巡回はリガーレグループによる人材育成等の車の両輪と位置付けている。

リガーレ統一研修の構築

- 採用時研修
- 専門研修1:採用1年目の職員
- 専門研修2;採用2年目の職員(専門研修1終了者)
- 専門研修3;採用3年目以降の職員
- リーダー研修;小規模チームのリーダーを担う職員
- 資格取得研修;介護福祉士、介護支援専門員受験予定者
- 役職者研修;複数のチームをマネジメントする役職者
- 特別研修(看護等専門分野)
- ファーストステップ研修(リーダー);個別ケア領域、連携領域、チーム運営等基礎領域
- 実務者研修

→年間60回余 参加職員1000人余

新人育成の仕組み

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
専門研修 I (入職1年目の科目)											
採用時新人研修 (5日間集合研修)	介護技術の基礎① トランスファー・排泄・入浴・更衣等	介護技術の基礎② 食事・口腔ケア・スキンケア	介護技術の基礎③ 知症の基礎知識	介護技術の基礎④ 緊急時事故対応	介護技術の基礎⑤ 観察と記録・介護過程の展開(情報収集)	介護技術の基礎⑥ 介護過程の展開(事例演習)	介護技術に基礎⑦ 染対策研修(実技)	介護技術の基礎⑧ 高齢期の特徴・疾患の理解	介護技術の基礎⑨ 尊厳と倫理(ケアを振り返り再考)	介護技術の基礎⑩ ターミナルケア・食生活を支える視点	修了研修 個人目標の成果報告
			フォローアップ研修 個人目標成果と課題の整理・リフレクション			フォローアップ研修 個人目標成果と課題 整理・リフレクション					



2-3. 人材共同募集(2017年度～、2019年度から本格実施)

○2017年度から人材の共同募集をスタート、若手職員によるリクルーターチームを編成、広報誌、ホームページ、フライヤーなどグループを可視化する試みを実施。

○就職フェアでのグループブース、おもてなしバスツアなど実施



○2019年度からグループ人材確保選任職員を配置。

○各法人で選任された「人材担当者」及び「若手リクルーター」との共同による「おもてなしバスツア」などインターンシッププログラムの充実に取り組む。

○大学の研究者、学校のキャリアセンターなどを訪問実施し、リガレグループを広報。

○コロナ下ではWEBセミナー、新採用職員WEB交流会など実施

グループ求人パンフレットなどの作成





リクルーターチームによる発信 (おもてなしバスツアー)

おもてなし BUS TOUR 日程&コース紹介

8/19 京都北部コース

京都府北部の自然と文化を堪能！

① 京都府立総合資料館
② 京都府立総合資料館
③ 京都府立総合資料館
④ 京都府立総合資料館

8/20 京都市内コース

京都市内の名所を巡る！

① 京都市内コース
② 京都市内コース
③ 京都市内コース
④ 京都市内コース

社会福祉法人グループ リコーグループ

TEL: 075-366-8025

QRコード

社会福祉法人グループリガーレ

パンフレット抜粋

全ての壁を 超える

Social welfare
corporation group
Ligare



Hashiudo
Fukushikai



Rokus



宏仁会

Koujinkai



Hokusoukai



Hayamaen



Ryokujukai



Ligare
Kurashino
kakehashi

日本各地にある
社会福祉法人

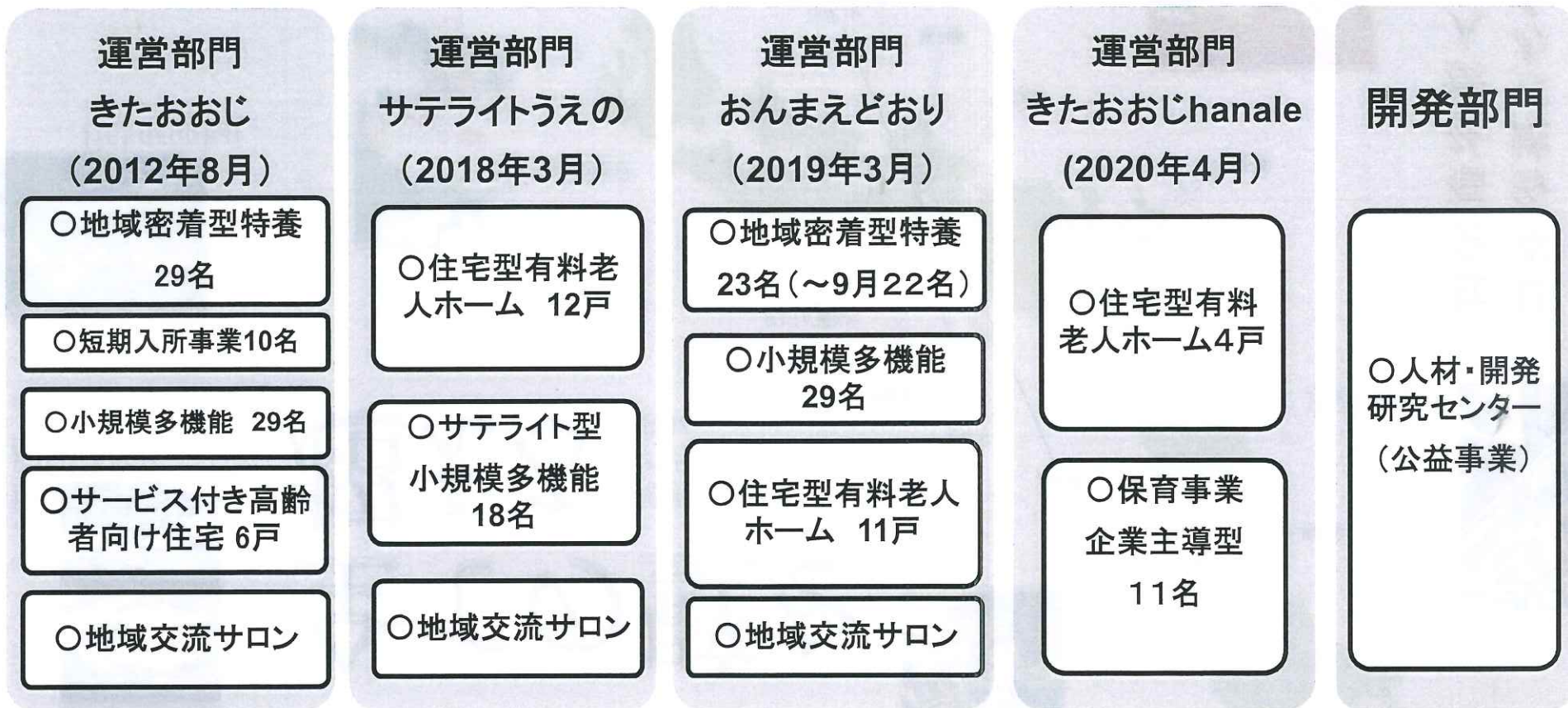


Ligare



houkoukai

グループ本部「リガーレ暮らしの架け橋」の事業概要



(参考)平成28年社会福祉法人制度改革の進捗状況

社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日
参議院可決：平成28年3月23日
衆議院再可決・成立・公布
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

○ 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）

（検討）

第三十五条 政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	R3.2 贈収賄容疑による役員逮捕報道有り
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人全てに設置 ※396法人(令和2年4月1日時点現行報告書に基づき福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.4% ※20,836法人/20,972法人※令和2年11月30日時点
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—(把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 4,132億円(前年差 414億円減) ※福祉基盤課調べ(令和2年10月1日時点)
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の9.5% ※2,001法人(令和元年12月時点速報値福祉基盤課調べ)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 53.8% ※出典:財務諸表等電子開示システム(平成31年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 26件 公表件数 2件 ※出典:福祉行政報告例(令和元年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

令和2年度における社会福祉充実財産の状況について

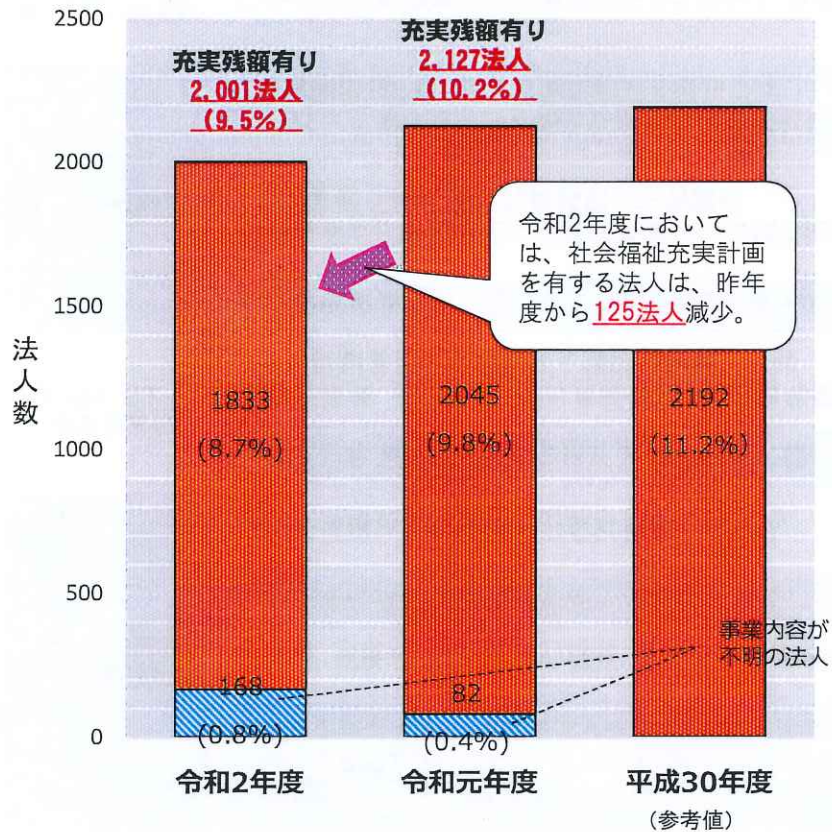
○ 令和2年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、所轄庁を通じて、令和2年10月1日時点で調査(※)した。

- ・ 社会福祉充実計画を有する法人は、**2,001法人(社会福祉法人総数の9.5%)**で前年度より**減少**。
- ・ 社会福祉充実計画を有する法人のうち、事業内容が明らかな法人の社会福祉充実財産の総額は**4,132億円**で、前年度より**414億円の減**。

※ 回収率は91.6%。新型コロナウイルス感染症の影響による法人職員の出勤抑制等で昨年度調査より回収率は微減。なお、回収率の計算式は次の通り。

(令和3年3月時点有効回答1,833法人) / (社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した2,019法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた18法人を除いた2,001法人) = 91.6%

1. 社会福祉充実計画の有無



※ ()内は福祉行政報告例に基づく全国の社会福祉法人数を分母とした割合で、各年度以下のとおり。

令和2年度→令和2年3月末時点で20,972法人

令和元年度→平成31年3月末時点で20,912法人

※ 平成30年度については、福祉行政報告例に基づく20,838法人を対象に調査を行い、回答のあった19,652法人を分母としている。

2. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

令和2年度 N = 1,833法人 令和元年度 N = 2,045法人 平成30年度 N = 2,192法人

事業内容	事業費			事業数		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
合計	4,132億円 (100.0%)	4,546億円 (100.0%)	4,939億円 (100.0%)	4,186事業 (100.0%)	4,604事業 (100.0%)	4,918事業 (100.0%)
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,889億円 (45.7%)	1,946億円 (42.8%)	2,528億円 (51.2%)	1,677事業 (40.1%)	2,002事業 (43.5%)	1,977事業 (40.2%)
新規事業の実施	661億円 (16.0%)	835億円 (18.4%)	815億円 (16.5%)	502事業 (12.0%)	540事業 (11.7%)	650事業 (13.2%)
職員給与、一時金の増額	180億円 (4.4%)	308億円 (6.8%)	244億円 (4.9%)	538事業 (12.9%)	546事業 (11.9%)	589事業 (12.0%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	133億円 (3.2%)	158億円 (3.5%)	217億円 (4.4%)	371事業 (8.9%)	336事業 (7.3%)	379事業 (7.7%)
既存事業のサービス内容の充実	100億円 (2.4%)	120億円 (2.6%)	135億円 (2.7%)	348事業 (8.3%)	320事業 (7.0%)	324事業 (6.6%)
既存事業の定員、利用者の拡充	51億円 (1.2%)	61億円 (1.3%)	72億円 (1.5%)	61事業 (1.5%)	71事業 (1.5%)	82事業 (1.7%)
職員の福利厚生	35億円 (0.9%)	48億円 (1.1%)	67億円 (1.4%)	118事業 (2.8%)	338事業 (7.3%)	435事業 (8.8%)
研修の充実	16億円 (0.4%)	38億円 (0.8%)	49億円 (1.0%)	310事業 (7.4%)	127事業 (2.8%)	138事業 (2.8%)
上記以外の事業	189億円 (4.6%)	248億円 (5.4%)	94億円 (1.9%)	261事業 (6.2%)	324事業 (7.0%)	344事業 (7.0%)
充実計画期間内に使途の定めがないもの等	874億円 (21.2%)	803億円 (17.7%)	718億円 (14.5%)	-	-	-

※ 事業費については、充実財産使用計画額のみを計上。(補助金や充実財産以外からの使用分は計上していない。) **57**

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない



② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金を提供されること

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

コロナ禍における食事の提供支援

- コロナ禍において地域の小さな子どもがいる家庭や高齢者の負担軽減のため、夕食支援のお弁当を販売。（東京都内の事例）



【ポイント】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元々実施していた地域交流カフェを休業。代替として、買い物による長時間の外出や食事づくりの負担軽減を目的として、夕食支援のお弁当を販売。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府内の事例）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（札幌市内の事例）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県内の事例）



【ポイント】

連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。